

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年（2023年）3月3日

長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

A I 音声文字起こしサービス提供委託事業

#### (2) 業務の目的

職員が会議や打ち合わせに携わる機会は年間を通じて多く、その記録や情報共有の手段として求められる会議録の作成に、多くの時間を費やしている状況である。

県では、令和3年からA I 音声文字起こしツールを導入し、会議録作成に係る業務の効率化を図ってきたところ。

令和5年度以降も引き続き、A I 音声文字起こしツールを導入し、会議録作成に係る業務時間を削減し、業務の効率化を図るため、本業務を実施する。

#### (3) 業務内容

A I を用いて音声データを文字データに変換するサービスの提供

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 事業趣旨に沿った実施コンセプトが考えられているか。

(ア) 本事業の趣旨に沿った事業遂行が見込まれるよう考え方が整理されているか。

イ 行政全般での活用を想定し、効果を得られるよう知見を有しているか。

(ア) 民間企業や自治体への導入で得た知見を元に、効果を高める工夫がされているか。

(イ) 自治体における導入・実証実験による効果測定が行われ、具体的な効果を示せることが望ましい。

ウ 音声を含むデータのセキュリティについて、十分な対策が講じられているか。

(ア) 専用端末との通信やデータサーバは、セキュリティ対策を講じており、各種認証を得ているか。

(イ) 本件ではクラウドによるサービス提供が想定されることから、クラウドに対するセキュリティ認証を受けていることが望ましい。

エ 事業が適切に行えるよう、マニュアル類の整備やサポート体制が整えられているか。

(ア) 使用者が判りやすい資料類の提供や、トラブル等に対応する窓口体制が整っているか。

オ 事業の実施スケジュールが現実的であるか。

(ア) 実施内容に沿った現実的なスケジュールになっているか。

カ 事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか。

(ア) 業務実施に必要な経費が適切に見積もられ、企画の内容、効果等からみて適切であるか。

(6) 業務の実施場所

長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2 長野県庁舎及び  
デジタルインフラ整備室が指定する場所

(7) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(8) 費用の上限額（消費税額及び地方消費税の額を含む）

サービス利用料 2, 9 0 4 千円

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）のその他の契約の等級が A、B、又は C に区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 1 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 1 号の附表による。

(3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県企画振興部 D X 推進課デジタルインフラ整備室

担 当 小坂 広志  
電 話 026-235-7071  
メー ル infosys@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年3月8日(水)午後5時まで
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出方法

持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにデジタルインフラ整備室に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)①)の3日前までに、書面によりデジタルインフラ整備室長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりデジタルインフラ整備室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(3)に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付期限 令和5年3月10日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第4号)をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 デジタルインフラ整備室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年3月15日(水)までに長野県公式ホームページ

ジで公表します。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 企画提案書の作成様式

様式第 6 号による。

### (2) 企画書の作成様式

様式第 6 号の附表（例）による。

### (3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は 1(8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

### (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和 5 年 3 月 20 日（月）午後 5 時

② 提出先 3(3) に同じ。

③ 提出部数 持参、郵送の場合は 7 部、メールの場合は 1 部

④ 提出方法

持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにデジタルインフラ整備室に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3(3) の担当者に確認してください

### (5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

区分	評価項目	配点
1 業務の内容 (55点)	(1) 事業趣旨に沿った実施コンセプトが考えられているか。	15点
	(2) 行政全般での活用を想定し、効果を得られるよう知見を有しているか。	25点
	(3) 音声を含むデータのセキュリティについて、十分な対策が講じられているか。	15点
2 業務等の実施体制 (30点)	(4) 事業が適切に行えるよう、マニュアル類の整備やサポート体制が整えられているか。	15点
	(5) 事業の実施スケジュールが現実的であるか。	15点

3 業務等に要する経費及びその内訳 (15点)	(6) 事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか	15点
評価点		100点

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。  
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。  
ただし、参加申込者には出席を求めません。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所  
プレゼンテーションは実施しません。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりデジタルインフラ整備室長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりデジタルインフラ整備室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第11号）及び企画提案評価会議評価書（様式第7号）を長野県公式ホームページに掲載します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (7)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりデジタルインフラ整備室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(3)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説

明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）、見積書（様式第14号）を指定された方法によりデジタルインフラ整備室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3(3)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。